

令和8年度製菓衛生師試験受験案内

島 根 県

令和8年3月末で島根県収入証紙が廃止となりました。

証紙廃止の関係により、受験申込及び受験手数料納付は

電子申請・オンラインによる方法のみとなります。

紙面による申込はできませんので御注意ください。

1 願書受付方法及び試験の日時・場所

	期 日	時 間	場 所
願書 受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年7月13日(月)まで ※手数料納付期限 令和8年7月17日(金)	午前8:30 ～ 午後5:15	しまね電子申請サービス
試験	令和8年8月5日(水)	午前10:30 ～ 午後0:30	島根県松江合同庁舎 2階講堂 (松江市東津田町 1741-1)

2 試験科目及び出題数

①衛生法規(3題)、②公衆衛生学(9題)、③食品学(6題)、④食品衛生学(12題)、⑤栄養学(6題)、⑥製菓理論(18題)及び製菓実技(6題:和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択)の6科目(計60題)ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表11の3の3に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち⑥製菓理論及び製菓実技の免除を受けることができます。

※出題方式は4肢択一

※試験は製菓実技を含めて全て筆記で行います。(実際に菓子を作ることはありません。)

3 受験資格

次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 中学校卒業以上の者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技術を習得した者。
- (2) 中学校卒業以上の者で、菓子製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の許可を受けた施設において、受験願書提出時まで2年以上菓子の製造に従事した経験がある者。

※次のような業務内容や期間は、菓子製造の従事経験としては認められません。

- ア パート又はアルバイトとして行った菓子製造業務(ただし、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合は認められます。)
- イ 菓子製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業であっても、管理経営や菓子製品の運搬、配達又は器具の洗浄など菓子製造と直接関係のない業務に従事していた場合。

4 出願・受験までの流れ

- (1) しまね電子申請サービスから出願申込

(令和8年6月11日(木)午前8時30分～7月13日(月)午後5時15分)

しまね電子申請サービスの所定のページに必要な事項を入力し、申込んでください。申込の詳細については、令和8年6月11日(木)午前8時30分から島根県薬事衛生課のホームページで御案内します。

(2) 提出書類

以下の提出書類を準備の上、電子データをしまね電子申請サービスの出願フォームに添付すること
 で提出してください。(画像形式は、スマートフォン等で撮影したものを含まず。)

提出書類	受験資格		電子データ	注 意 事 項
	(1)	(2)		
(1) 写 真	○		画像形式 (PNG、JPG、 JPEG、GIF)	・受験申込前6ヶ月以内に撮影した、正 面・上半身・無帽のもの。
(2) 受 験 資 格 を 証 す る 書 類	製菓衛生師養成 施設において1 年以上製菓衛生 師として必要な 知識及び技術を 習得したことを 証する書類 (製菓衛生師養 成施設の卒業証 明書又は、履修証 明書等)	○	PDF 形式または 画像形式 (PNG、JPG、 JPEG、GIF)	・菓子製造に従事した施設の営業許可名義 人もしくは、当該施設が所属する団体 (菓子製造組合等)の長または同業者の 証明を受けた書類。押印省略可です。
	菓子製造業従事 証明書 (様式第2号)	—		
(3) 技能検定合格証書	製菓理論及び製 菓実技の免除希 望者			

・添付いただいた電子データが不鮮明等により確認が必要な場合は、原本(技能検定合格証書はコ
 ピー)の提出を求める場合があります。

(3) 受験手数料の納付

出願の申込み後、「申請受付のお知らせ」のメールとは別に「支払い依頼のお知らせ」のメールが数日後に届きます。メール通知が届いたら、本文の URL にアクセスし、受験手数料の納付を行ってください。

納付期限は、令和8年7月17日(金)午後5時15分までです。

受験手数料の納付を確認できない場合は願書の受付ができませんので、必ず期限までに納付してください。

受験手数料 <u>9,400円</u>	<ul style="list-style-type: none">・クレジットカード、Pay-easy（ペイジー）、PayPayが利用できます。・迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定されている場合は、「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してください。
------------------------	--

(4) 受験票データの交付

受験手数料の納付後、受験資格等を審査し、不備等が無い場合、受験票データを電子データで交付します。受験票データ交付の御案内メール「交付物発行のお知らせ」が届いたら、本文の URL にアクセスし、受験票データをダウンロードしてください。

令和8年7月29日(水)までに御案内メールが届かない場合は、島根県薬事衛生課まで問い合わせてください。

(5) 受験番号の確認・受験

試験会場では、受験票に記載された受験番号の席で受験をしていただきます。受験票データを印刷するなど、受験番号を確認できる状態で受験してください。受験票データも、受験者本人であることが確認できる身分証明書もお持ちでない場合、受験できない可能性がありますので御注意ください。

5 合格基準

原則として6科目の合計点が満点の6割以上であり、かつ各科目の得点はその科目の配点の3割以上であるものを合格とします。

6 合格発表

令和8年9月10日(木)午前10時から島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、受験者全員に合否結果を送付します。

7 得点の開示

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定により、令和8年9月10日(木)から同年10月9日(金)まで、希望者(受験者本人のみ)には、島根県庁薬事衛生課において得点の開示を行います。

8 その他

- ・受験申込は、しまね電子申請サービスによる方法のみとなります。紙面での受付は行いませんので御注意ください。
- ・納付された受験手数料は返金できません。
- ・団体での一括申込はできません。

9 問合せ先

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生係

〒690-8501 松江市殿町1番地（第二分庁舎3階） 0852-22-6487